

告 示

埼玉県監査委員告示第五号

埼玉県包括外部監査人が実施した令和三年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年五月二十四日

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真一郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公有財産の維持管理等に係る財務に関する事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>県有資産総合管理方針及び資産類型別計画に対する評価について【報告書22ページ】</p>	<p>【指摘1】建物の更新まで含めた計画の検討を進めるべきである。 「埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針」では、取組の目標のひとつを「建物の目標使用年数を65年から80年とする」としており、長寿命化による将来の財政負担の平準化を図るとしている。また、長寿命化にあたっては、将来の行政需要、建物の用途・規模・構造、目標使用年数までの残存期間、ライフサイクルコストや劣化状況等を総合的に勘案するとしている。 この目標に向け、全般的に施設の長寿命化や集約化、新設の抑制については検討されているが、ライフサイクルの最終段階である再建築等については明確な記載はない。 築70年目を迎えた知事部局の施設の中で最も古い県庁舎で検討が始まったばかりであるが、築50年を超える建物は、他に20以上あり、今後、これらの施設についても施設アセスメント結果を加味し、目標使用年数経過後に向け、再建築等も含めた検討を進めるべきである。</p>	<p>本庁舎については、令和3年度に副知事をトップとする県庁舎再整備検討委員会を設置し検討を進めている。また、その他の施設についても「埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針」において、施設アセスメントの結果に基づき、施設の利用向上の検討や実施、他の利用への転用検討、他施設との集約化の検討を進めるとしている。施設ごとに、その施設の必要性等の所管部局の考え方、建物の老朽化の程度も異なり、またDXの進展や働き方改革による影響など、個別に慎重な検討が必要である。 令和3年度は食肉衛生検査センター北部支所について協議・調整し、再建築することとした。今後も定期に行う施設アセスメントの結果を踏まえ、統廃合などの組織の在り方やダウンサイジングを含めた再建築等の検討を関係所管部局と調整し進めていく。</p>	<p>管財課</p>
<p>資産類型別計画の検討結果について（埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針）【報告書33ページ】</p>	<p>【指摘3】公有財産管理システムへの資産の登録等を確実に実施するべきである。 令和2年度に建築された屋外プールに関連して、公有財産管理システムへの登録漏れ及び除却漏れが認められた。公有財産管理システムの登録データは固定資産台帳を経由して、県の財務諸表を構成するため、公有財産の適切な管理のためにシステムへの登録や除却等については適切に実施するべきである。</p>	<p>令和3年11月29日に、令和2年度に建築した屋外プールの関係財産について管財課へ取得報告し、公有財産管理システムへ登録した。 また同日、旧プールの関係財産について公有財産システムから除却した。 さらに、再発防止のため関係者に改めて公有財産管理システムの関係規定の周知徹底を行った。</p>	<p>埼玉学園</p>

令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：物品の管理等に係る財務に関する事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>現地調査について（環境科学国際センター）【報告書202ページ】</p>	<p>【指摘5】重要物品の管理について全施設的に適正に管理するべきである。 重要物品リストにおける物品管理システムの現状のステータスに誤りが多数認められた。これらは適正に管理されるべきであり、また備品管理を現場や総務担当任せとするのではなく、全施設的に対応できるような仕組みを検討するべきである。</p>	<p>令和4年3月に総務部門と研究部門の実務担当者と管理職が合同で物品管理システムへの登録業務フローについて、①現状分析（手続きの流れ、処理者、処理のタイミングなど）し、②課題の抽出（処理が集中し処理が未完了、備品管理者でないとステータス（管理区分）が不明、ダブルチェックが働いていないなど）を行い改善策の検討を行った。 その結果として、備品を管理している担当グループが登録を行うことで、現状のステータス誤りを防止することができるという結論となった。 具体的には、備品実査時に備品管理担当者が確認した備品ステータスについて、総務担当者が一括で更新していたものを備品管理を担当する各グループリーダーが更新する運用に改めた。 こういった改善により、永続的にセンター全体での適正な物品管理の体制が構築できることになる。</p>	<p>環境科学国際センター</p>
<p>現地調査について（彩の国ビジュアルプラザ）【報告書210ページ】</p>	<p>【指摘6】物品管理システムへ複数の物品を一括登録している場合において、一部の物品に交換等の事由が生じた場合は、物品管理システムの取得価格も速やかに変更するべきである。 映像・音声編集機器等の物品が物品管理システムに一括登録されており、それらを構成する個々の物品は別紙により管理をしている。しかし、平成29年度から平成30年度に行った3点の不用決定（114,725千円）については、別紙は更新されているものの物品管理システムに反映されていなかった。 一括登録されている物品に異動が生じた場合は物品管理システムの更新を速やかに実施するべきである。</p>	<p>令和4年3月から、物品の不用決定を行う際に使用する「物品不用決定伺」に決裁後の物品管理システムのデータ修正に係る修正者及び確認者用のチェック欄を新たに追加し、不用決定の決裁後に複数人で物品管理システムデータの修正内容の確認を行う手順に改めた。 また、上記手順をマニュアル化し、人事異動等により担当者が変更となった場合でも物品管理システムのデータ修正漏れ防止策が引き継がれるよう処置した。</p>	<p>商業・サービス産業支援課</p>